

須坂市生涯学習センター・地域公民館使用料(2026.4.1~)

	部屋名	施設使用料					冷暖房使用料	
生涯学習センター	3階ホール	午前	午後	夜間	昼間	全日	冷暖房	
		9時~正午	13時~17時	18時~22時	9時~17時	9時~22時	1時間につき	
		13,610円	17,800円	20,950円	29,330円	49,230円	1,000円	
生涯学習センター	101会議室	1時間につき200円					1台当たり 100円	
	102会議室	1時間につき200円						
	103託児室	1時間につき200円						
	201会議室	1時間につき100円						
	202教養室(茶道優先)	1時間につき400円						
	203教室	1時間につき400円						
	204教室	1時間につき400円						
	205作業室	1時間につき400円						
	206和室	1時間につき400円						
	207視聴覚室	1時間につき300円						
	208会議室	1時間につき200円						
	209料理実習室	*1 1時間につき500円						
南部地域公民館	講習室	1時間につき300円					1時間につき 1台当たり 100円	
	実習室	*1 1時間につき200円						
	会議室1	1時間につき100円						
	会議室2	1時間につき400円						
	会議室3	1時間につき300円						
	会議室A	1時間につき200円						
	会議室B	1時間につき200円						
	講堂	1時間につき700円						
日滝地域公民館	調理実習室	*1 1時間につき300円					1時間につき 1台当たり 100円	
	会議室	1時間につき200円						
	和室	1時間につき300円						
	研修室	1時間につき300円						
	多目的ホール	1時間につき800円						
豊洲地域公民館	調理実習室	*1 1時間につき300円					1時間につき 1台当たり 100円	
	図書室	1時間につき200円						
	会議室	1時間につき200円						
	集会室	1時間につき1,200円						
旭ヶ丘ふれあいプラザ	研修室	1時間につき400円					1時間につき 1台当たり 100円	
	教養室	1時間につき400円						
	調理実習室	*1 1時間につき300円						
	多目的ホール	1時間につき900円						

		午前	午後	夜間	電灯使用料	△
		9時～正午	13時～17時	18時～22時	1時間につき	
日野地域公民館	多目的ホール	1,360円	1,780円	2,720円	460円	
	別館	2,090円	2,400円	3,660円		500円
	調理実習室				*1 1時間につき400円	
	和室1				1時間につき300円	
	和室2				1時間につき200円	
	和室3				1時間につき100円	
	会議室				1時間につき200円	
井上地域公民館	調理実習室				*1 1時間につき200円	
	学習室				1時間につき200円	
	会議室				1時間につき200円	
	ホール				1時間につき900円	
高甫地域公民館	会議室・講習室				1時間につき400円	
	図書室				1時間につき300円	
	調理実習室				*1 1時間につき300円	
	講堂				1時間につき1,000円	
仁礼コミュニケーションセンター	創作室				1時間につき400円	
	和室				1時間につき200円	
	調理実習室				1時間につき400円	
	会議室				1時間につき900円	
豊丘地域公民館	調理実習室				*1 1時間につき300円	
	和室				1時間につき300円	
	ホール				1時間につき1,100円	

*1 調理設備を使用した場合は1時間につき100円を徴収する。

*2 市民以外の者(市内に勤務又は通学する者を除く。)が使用する場合は規定使用料の1.5倍を徴収する。

(冷暖房使用料及び調理設備使用料を除く)

*3 以下に該当する場合は使用料を免除または減免する。

【免除となる場合】

- ①使用者が地域の社会教育の振興及び生涯学習の推進並びに地域福祉のために使用するとき(施設使用料のみ)
- ②市が自ら使用するとき(施設使用料・冷暖房使用料・調理設備使用料)
- ③公共機関及び公共的団体が使用するとき(施設使用料のみ)
- ④使用者が市と共催して使用するとき(施設使用料・冷暖房使用料・
調理設備使用料)

【減免となるとき】

- ⑤市内の職業的指導者による文化団体が社会教育活動のために使用するとき 50/100(地域公民館のみ)
- ⑥使用者が市の後援を受けて使用するとき(施設使用料のみ) 50/100
- ⑦その他市長が特に必要と認めたとき 市長が定める率

※①ただし、営利を目的として事業を開催する場合または参加料・入場料(必要経費を除く)

を徴収して開催する場合を除く。